

地球にやさしい府庁プラン

- 京都府地球温暖化対策実行計画 -

平成 1 8 年 9 月

京 都 府

目 次

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の対象となる機関及び事務・事業	2
4 計画の対象となる温室効果ガス	2
5 その他	2
地球にやさしい府庁プランの体系	3

第2章 これまでの取組状況と課題

1 これまでの取組状況	4
(1) 温室効果ガス排出量の推移	4
(2) 温室効果ガス排出量の現状	5
(3) 省資源対策の取組状況	6
2 達成状況の分析及び課題	7

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標と達成戦略

1 温室効果ガス排出量の削減目標	8
2 達成のための基本戦略	8

第4章 具体的な取組方策

1 重点取組の推進	
重点取組1 エコオフィスの徹底	10
重点取組2 エネルギー大量消費施設など庁舎等の環境性能の向上	10
重点取組3 府民や事業所のモデルとなる先導的な取組の推進	12
2 取組の進行管理と評価(「京都府庁グリーンマネージメント」の構築)	12
3 その他の取組	13
(1) 自然エネルギーの率先導入	13
(2) 森林整備等による二酸化炭素吸収源対策の推進	14

第5章 推進体制等

1 推進体制	15
2 職員に対する普及啓発、情報提供等	15
3 自主的な環境配慮行動の推進	16
4 実施状況の点検・評価	16
5 予算上の配慮	16
6 結果の公表	17

別添1 職員や各所属で取り組む具体的なエコオフィス活動

別添2 エネルギー大量消費施設の事業特性等に応じた独自取組

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる重大な問題であり、その防止に向けて、行政、事業者、府民などあらゆる主体が協働して取組を進めていくことが必要です。

平成17年2月には、地球温暖化対策の国際的な枠組みである京都議定書が発効し、日本は、温室効果ガスの排出量を2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の間に、1990年（平成2年）と比べて6%削減するという義務を負うことになりました。この削減目標の達成に向けて、地方公共団体としても積極的な役割を果たしていくことが求められています。

京都府では、平成11年3月から、「京と地球の共生計画 - 地球温暖化対策推進版 - 」において、府域全体の温室効果ガスの削減目標を設定するとともに、平成14年12月には、具体的な行動計画となる「地球温暖化対策プラン」を策定し、府や市町村はもとより、事業者、府民、環境NPOなど様々な主体による実効ある地球温暖化対策に取り組んできました。

また、京都議定書の発効を機に、平成22年度までに温室効果ガスの排出量を平成2年度比で10%削減するという数値目標を盛り込んだ、京都府地球温暖化対策条例を平成18年4月から施行したところです。

このような状況を踏まえ、京都府は、地球温暖化防止に向けて、実行ある施策を更に推進するとともに、自らも一事業者として、温室効果ガスの削減に率先垂範して取り組んでいく必要があります。

本計画は、「地球にやさしい21世紀府庁プラン」(平成13年7月策定。以下「旧計画」という。)の取組を引き継ぎ、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)第21条の規定に基づき、エコオフィスの徹底や施設的环境性能の向上等の重点対策に取り組むとともに、府の事務・事業に係る温室効果ガス排出削減目標の着実な達成を図るため、取組実績、改修状況等の積極的な公表やPDCAサイクルによる計画全体の評価・検証及び見直しを総合的に行う府独自のマネジメントを取り入れた実行計画として策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

3 計画の対象となる機関及び事務・事業

本計画は、府のすべての機関（知事部局、企業局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁及び府立学校等、警察本部及び警察署等）が実施する事務・事業全般を対象とします。

ただし、外部委託等により実施する事務・事業については対象外としますが、その場合でも受託者等に対して、温室効果ガスの排出抑制等のための取組を行うよう要請するものとします。

4 計画の対象となる温室効果ガス

本計画における温室効果ガスとは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる次の物質をいいます。

二酸化炭素（CO ₂ ）	メタン（CH ₄ ）
一酸化二窒素（N ₂ O）	ハイドロフルオロカーボン（HFC）
パーフルオロカーボン（PFC）	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）

5 その他

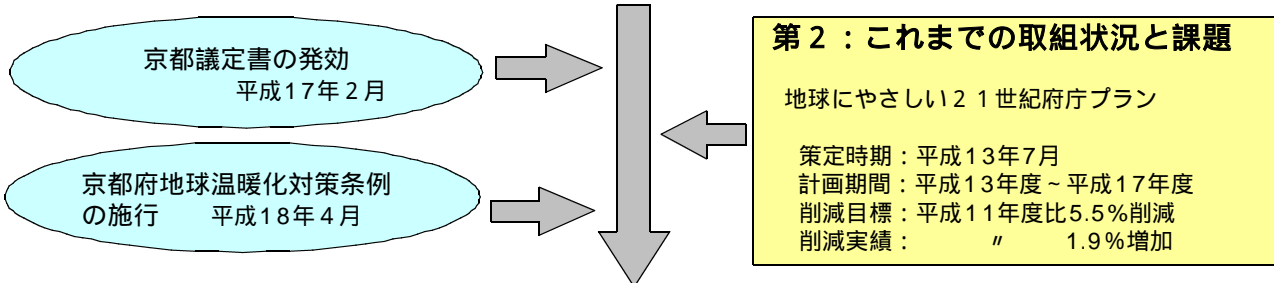
本計画の温室効果ガス排出量の算出に際しては、地球温暖化対策推進法施行令（平成14年12月改正）に定める排出係数を用いています。

なお、旧計画における温室効果ガス排出量の実績についても、本計画と数値の整合性を図るため、同法施行令の排出係数で再計算を行っています。

地球にやさしい府庁プランの体系

第1：基本的事項

趣 旨：地球温暖化対策推進法に基づく実行計画 / 総合的な環境配慮の取組指針
 計画期間：平成18年度～平成22年度（基準年度：平成2年度）
 対象機関：府の全ての行政機関



第3及び第4：削減目標と達成戦略

京都府庁グリーンマネジメントの実施

府庁プラン全体の進行管理・評価を行う「京都府庁グリーンマネジメント」の導入
 各所属のエコオフィス活動の内容や取組状況、実績など、庁内LAN上で管理・評価できるシステムの導入
 P D C Aサイクルによる進行管理の徹底と環境の継続的改善の推進
 民間の専門家による施設改修等を含めた外部評価制度の導入
 各年度の取組実績や改善内容等について、ホームページ上で公表

重点1 エコオフィスの徹底

作業、会議、資料のムダをなくす
 「三ない運動」の実施
 簡素で効率的な組織づくり
 ワークスペースの見直し
 電子府庁によるペーパーレス化や、
 省エネ・省資源活動の推進
 グリーン調達の励行など

削減率：5.8%

重点2 エネルギー大量消費施設等の「環境性能」の向上

省エネ診断・環境効率向上対策の
 具体的手法の調査・検討
 庁舎のグリーン化推進による施設
 自体の環境性能の向上など

【エネルギー大量消費施設】
 本庁舎、広域振興局、府立医大、府
 立大、府立病院、府営水道事務所、
 府立学校、警察本部及び警察署など

削減率：4.2%

重点3 府民や事業所のモデルとなる先導的な取組の推進

「府庁モデル・エコオフィス」の展開
 L E D等先端技術の率先導入
 府内企業等民間のアイデアや技
 術を導入
 グリーン電力の導入など

府温暖化対策条例に基づく 温室効果ガス削減目標達成

平成22年度（2010年度） / 平成2年度（1990年度）

10%以上削減

新エネルギーの率先導入

（総排出量比：6.7%（ ））

太鼓山風力発電の年間CO2削減効果

森林整備等による二酸化炭素 吸収源対策の推進

（総排出量比：3.6%（ ））

年間CO2吸収量は現在算定中

第2章 これまでの取組状況と課題

1 これまでの取組状況

(1) 温室効果ガス排出量の推移

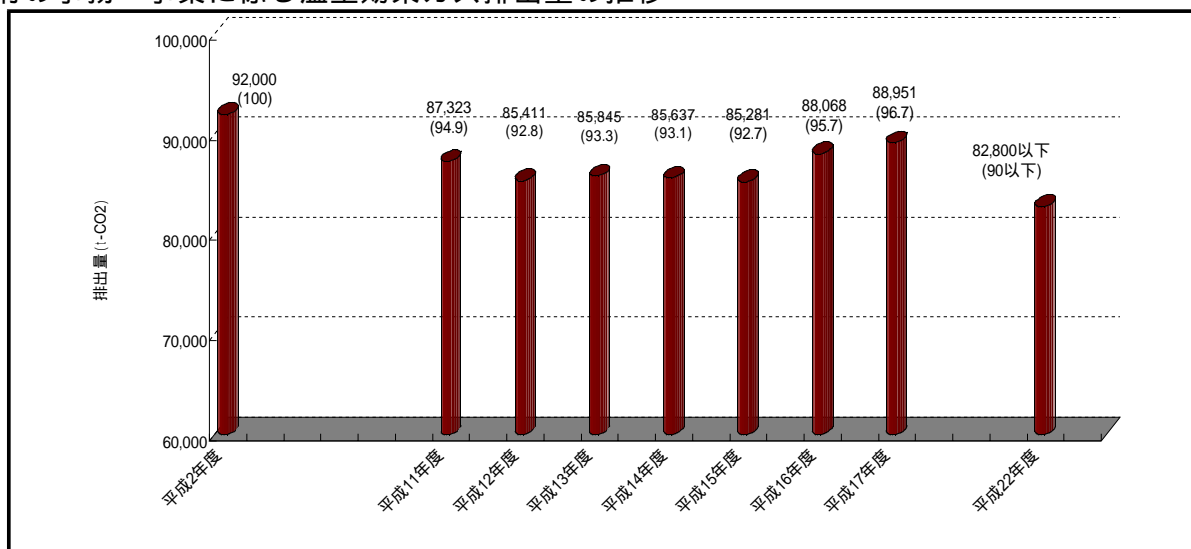
府は、自らの事務・事業に係る温室効果ガスの排出抑制を図るため、旧計画では、平成17年度までに温室効果ガス排出量を平成11年度（基準年度）から5.5%削減することを目標としました。

旧計画では、執務室の昼休み消灯の励行、廊下・階段の間引き消灯、OA機器のこまめな電源オフ等のオフィス活動における省エネルギー対策（エコオフィス活動）の徹底に努めてきました。

また、「京都府庁グリーン調達方針」（平成13年11月）に基づき、省エネルギー型の電気製品や低公害車など環境に配慮した物品の導入にも取り組んできました。

これらの取組により温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算、以下同じ）は、平成13年度から平成15年度にかけて、平成11年度比でそれぞれ1.7%、1.9%、2.3%の削減となりましたが、平成16年度は台風23号の被害復旧に伴う事務量の増加や地域機関の再編に伴う広域化等により、平成17年度は台風被害の復旧作業に加え、夏の猛暑や冬の記録的な降雪、さらに府立学校での冷房機器の本格稼働、府民の安心・安全確保のための府警のパトロール強化などの府民サービスの増加等により、平成11年度比で0.9%、1.9%の増加となりました。

< 府の事務・事業に係る温室効果ガス排出量の推移 >



括弧内の数値は、平成2年度排出量を100とした各年度の増減比を表示

(2) 温室効果ガス排出量の現状

ア 温室効果ガス別の排出量

平成17年度の府の事務・事業に係る温室効果ガス排出量は88,951tであり、これは府全域から排出される温室効果ガス排出量の約0.6%()に相当します。

京都府域の温室効果ガス排出量(平成14年度): 1,425.9万t

温室効果ガス排出量の内訳をみると、二酸化炭素が全体の96.9%を占め、ついで、一酸化二窒素が2.5%を占めています。この構成比は、平成11年度とほとんど変化していません。

府の事務・事業に係る温室効果ガス別の排出量

温室効果ガス	平成11年度	平成17年度		府の事務・事業に係る主な排出要因
	排出量	排出量	構成比	
二酸化炭素(CO ₂)	84,536t	86,178t	96.9%	電気の使用、都市ガス・ガソリン・灯油等の燃料の使用に伴う排出
メタン(CH ₄)	529t	526t	0.6%	家畜の反すう、ガス機関における燃料の使用、公用車の走行等に伴う排出、水田からの排出
一酸化二窒素(N ₂ O)	2,242t	2,211t	2.5%	麻酔剤の使用、船舶の航行等に伴う排出
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1t	27t	0.0%	カーエアコンの使用に伴う排出
パーフルオロカーボン(PFC)	0t	0t	0.0%	
六ふっ化硫黄(SF ₆)	14t	9t	0.0%	絶縁ガスとしてSF ₆ が封入された電気機械器具の使用に伴う排出
合計	87,323t	88,951t	100.0%	

イ 排出要因別の排出量

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出要因をみると、電気の使用に伴う排出量が全体の60.0%を占め、ついで、都市ガスが14.9%、A重油が9.3%、ガソリンが8.4%となっています。

旧計画に基づく取組状況を排出要因別にみると、電気の使用に伴う排出量は7.2%増加しています。これは、電子府庁への対応に伴うパソコン等のO A機器の整備や災害復旧等に伴う時間外勤務の増加、新たな空調機器の稼働等によるものと考えられます。

一方、A重油、ガソリン、灯油の使用に伴う排出量はそれぞれ、17.6%、12.3%、16.8%減少しており、オフィス活動における省エネルギー活動の成果が現れていると考えられます。

府の事務・事業に係る排出要因別の二酸化炭素排出量

排出要因	平成11年度 上段：排出量 (下段：使用量)	平成17年度		
		上段：排出量 (下段：使用量)	構成比	対11年度 比較増減
電 気 ()	47,294 t (125,137千kWh)	51,648 t (136,636千kWh)	60.0%	9.2%
都市ガス	12,529 t (5,938千m ³)	12,844 t (6,087千m ³)	14.9%	2.5%
A 重油	9,715 t (3,585千ℓ)	8,010 t (2,956千ℓ)	9.3%	17.6%
ガソリン	8,297 t (3,576千ℓ)	7,274 t (3,135千ℓ)	8.4%	12.3%
灯 油	4,648 t (1,867千ℓ)	3,868 t (1,553千ℓ)	4.5%	16.8%
軽 油	1,121 t (428千ℓ)	1,361 t (519千ℓ)	1.6%	21.4%
液化石油ガス (LPG)	426 t (142t)	470 t (157t)	0.5%	10.3%
熱	337 t (6,205千MJ)	430 t (6,413千MJ)	0.5%	27.6%
ジェット燃料	170 t (69千ℓ)	273 t (111千ℓ)	0.3%	60.6%
合 計	84,536 t	86,178 t	100.0%	1.9%

電気の使用には、道路照明や信号機等で電気事業者と契約している「定額電灯」の電気の使用を含みます。

(3) 省資源対策の取組状況

府では、温室効果ガスの排出抑制のための省エネルギー対策とともに、水道水の使用や廃棄物の排出に係る省資源対策にも取り組んでいます。

旧計画に基づく取組により、府のすべての機関（府立学校、警察署含む）の水道水使用量及び廃棄物排出量はそれぞれ、4.8%、38.9%の減少となりましたが、コピー用紙購入枚数は、35.8%の増加となっています。

省資源対策に係る取組

取組項目	平成11年度	平成16年度	対11年度比較増減
水道水使用量	1,789千m ³	1,703千m ³	4.8%
廃棄物排出量	5,831 t	3,563 t	38.9%
コピー用紙購入枚数	112,602千枚	152,959千枚	35.8%

2 達成状況の分析及び課題

これまでみてきたように、府では、オフィス活動のなかで様々な省エネルギー対策や省資源対策（「エコオフィス活動」）を実施してきました。

これらの「エコオフィス活動」は、温室効果ガスの排出抑制や廃棄物の減量化等に効果をもたらすだけでなく、職員一人ひとりの環境意識を高め、職場のみならず、地域や家庭での環境行動の率先実行に結びつく最も基礎的で重要な取組であると考えられます。

しかし、その一方で、「エコオフィス活動」は、平成16年度及び17年度の温室効果ガスの排出量の増加にみられるように、府政を取り巻く様々な要因によってその効果が左右されるという側面があり、加えて、取組の普及により削減効果には一定の限界があることも否定できません。

また、府民の行政サービスに対するニーズに応えるために、今後、府立医科大学における外来診療棟の整備や府立学校、警察署の再編整備に伴う施設の新築などが計画されており、これらの施設整備等に伴うエネルギー使用量の増加も見込まれます。

このような情勢を踏まえ、引き続き、用紙、廃棄物、電気・燃料等使用量の削減など「エコオフィス活動」の一層の推進に取り組むとともに、作業・会議・資料のムダをなくし、簡素で効率的な組織づくり、ワークスペースの見直しなどを進める「事務・事業の見直し」や、温室効果ガス排出量の大幅な削減が見込める省エネルギー設備の導入などの「思いきった」対策を講じていくことが必要です。

また、本計画の実効性を高め、効果的な進捗を図るため、これまで本庁舎で取り組んできたISO14001による環境マネジメントを発展させ、IT等を活用した取組プロセスや経過等の透明化や、PDCAサイクルによる継続的な取組の見直し、民間の専門家等を活用した評価など、府独自のマネジメントシステムを導入し、削減目標の早期達成を目指していきます。

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標と達成戦略

1 温室効果ガス排出量の削減目標

京都府地球温暖化対策条例は、平成22年度までに温室効果ガスの排出量を平成2年度と比べて10%削減することを目標として掲げるとともに、府自身がそのための取組を率先して実行していくことを定めています。

それを踏まえ、本計画では、府の事務・事業に係る温室効果ガス排出量を平成17年度を基準年度として、平成22年度までに7%（平成2年度比で6.7%）以上削減することを目標とし、平成2年度比では10%を超える削減率の達成を目指します。

温室効果ガス	平成17年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	86,178t	全体で7%（平成2年度比で6.7%）以上削減
メタン (CH ₄)	526t	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	2,211t	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	27t	
パーフルオロカーボン (PFC)	0t	
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	9t	
合計	88,951t	82,800t

2 達成のための基本戦略

第2章の「これまでの取組状況と課題」のとおり、従来のエコオフィス活動中心の取組だけでは温室効果ガスの大幅削減を図ることは限界に来ており、事務・事業の見直し・改善やエネルギー大量消費施設等の庁舎・施設の環境性能の向上の取組、さらに、府内民間企業等のアイデアや先端技術をモデル的に導入し、府内での導入や普及の促進につながるような重点取組を展開します。

また、削減目標の早期達成を図るため、計画全体の進行管理・評価等を行う「京都府庁グリーンマネジメント」を新たに導入し、温室効果ガス排出量の着実な削減を促進していきます。

基本戦略

(1) 重点取組の展開

重点取組1 エコオフィスの徹底

作業、会議、資料のムダをなくす「三ない運動」の実施と簡素で効率的な組織づくり
時間外勤務の縮減、ノー残業デーの徹底
組織の簡素化と効率的な人員配置
電子府庁の推進
職員動線の効率化やスペースの有効利用によるワークプレイスの見直し 等

省エネ・省資源活動の推進
用紙、廃棄物、電気・燃料等使用量の削減

重点取組 2 エネルギー大量消費施設等の「環境性能」の向上

エネルギー大量消費施設の省エネ診断や改善計画の作成等を外部専門家の支援を得て行い、施設の計画的・効果的な改修を推進
天然ガスコージェネレーションの導入や空調機器の省エネ型への更新等

< エネルギー大量消費施設 >

- ・ 本庁舎 ・ 広域振興局 ・ 府立医大 ・ 府立大 ・ 府立学校
- ・ 府立病院 ・ 府営水道事務所 ・ 警察本部及び警察署

重点取組 3 府民や事業所のモデルとなる先導的な取組の推進

新エネルギーの活用技術や省エネ改善など、府内民間企業等のアイデアや先端技術をモデル的に導入することにより、府内産業の振興にもつながるような取組を展開

(2) 取組の進行管理及び評価（京都府庁グリーンマネジメントの構築）

府庁プラン全体の進行管理をP D C Aサイクルにより進め、取組の進行状況等を公表するとともに、専門家による外部評価も行う「京都府庁グリーンマネジメント」を構築し、プランの確実な実行を確保

- ・ 各年度ごと、所属ごとの取組実績（電気・ガス・灯油・重油等使用量）や、施設の改修状況等を毎年度末時点でとりまとめ、ホームページ上で公表
- ・ 各年度の取組実績を外部評価制度も活用して評価・検証し、翌年度以降の年次別削減目標を見直し、「京都府地球温暖化対策推進本部会議」に報告の上、必要な取組を徹底

(3) その他の取組

風力発電等自然エネルギーの普及促進や森林整備等による二酸化炭素吸収源対策、モビリティ・マネジメントの推進など「地球温暖化防止のバックアップ」の取組を推進

第4章 具体的な取組方策

1 重点取組の推進

重点取組1 エコオフィスの徹底

(1) 作業、会議、資料のムダをなくす「三ない運動」の実施と簡素で効率的な組織づくり 時間外勤務の縮減、ノー残業デーの徹底 組織の簡素化と効率的な人員配置

意識改革と組織改革、事業改革を通じて、ムダのない簡素で効率的な行政運営を目指す「京都府経営改革プラン」や「ペーパーレスマニュアル」に基づき、作業・会議・資料のムダをなくす「三ない運動」を実施するとともに、府民ニーズに対応した組織の簡素化と効率的な人員配置に努めます。

電子府庁の推進

飛躍的に進歩するITの特長を活用した電子府庁づくりを推進し、迅速な決裁、簡素で効率的な執行体制などの推進を図るとともに、府民生活に密着した情報の提供や共有化など質の高い行政サービスの提供に努めます。

職員動線の効率化やスペースの有効利用によるワークプレイスの見直し

府民ニーズに対応した組織の簡素化と効率的な人員配置に対応し、執務室の配置の適正化を図り業務の効率化を進めるとともに、オープンオフィス(間仕切りの撤去)、ユニバーサルデザイン(机配置の統一)の導入等により、スペースの有効利用と組織改正や人員の再配置に対し低コストで柔軟に対応できるワークプレイスづくりを進めます。

(2) 省エネ・省資源活動の推進

オフィス活動に伴う温室効果ガスの排出抑制に向けて、用紙、廃棄物、電気・燃料等使用量の削減など省エネルギーや省資源・3R、グリーン調達などを引き続き推進し、環境に配慮した職場づくりを進めます。

<各所属や職員等による具体的なエコオフィス活動の取組の詳細は、別添1のとおり>

重点取組2 エネルギー大量消費施設など庁舎等の環境性能の向上

本庁舎や広域振興局、府立医大、府立病院等のエネルギー大量消費施設等を対象とした省エネ診断や環境効率の向上対策手法の調査・検討、改善計画の作成を外部の専門家等の支援を得て府独自に行い、エネルギー設備等の重点整備や、庁舎等の窓や外壁等の断熱性や屋上緑化など施設の「環境性能」の向上を計画的・効果的に推進します。

(1) エネルギー大量消費施設など庁舎等における省エネルギー設備等の重点的整備

温室効果ガスについて、施設別に平成17年度の府の事務・事業に係る排出量に占める割合をみると、府立医科大学（附属病院含む）が最も多く20.6%を占め、次いで警察署（31署）が18.0%、府立学校（58校）が15.1%、警察本部（警察学校含む）が8.3%、広域振興局（4局）が8.0%、与謝の海病院が5.1%、企業局（3浄水場）が4.0%、本庁舎が3.4%の順となっています。

これら施設はエネルギーを大量に消費するため、効果的な削減対策を講じることにより、費用対効果も含め、より大きな削減効果が見込まれます。そこで、これら施設をエネルギー大量消費施設と位置づけ、省エネルギー診断等の実施による具体的な省エネルギー対策を検討します。

さらに、これら施設の省エネルギー診断結果や外部専門家の助言に基づく省エネルギー設備改修計画を策定し、削減効果の高い施設から優先順位を設け、省エネルギー設備の計画的な導入・改修を推進します。

エネルギー大量消費施設別の温室効果ガス排出量

施 設	平成17年度	
	排出量	構成比
府立医科大学(附属病院含む)	18,355 t	20.6%
警察署 (すべての警察署(31署)の合計)	15,986 t	18.0%
府立学校 (すべての府立学校(58校)の合計)	13,454 t	15.1%
警察本部(警察学校含む)	7,362 t	8.3%
広域振興局 (広域振興局が所管するすべての庁舎の合計)	7,114 t	8.0%
山城広域振興局	1,943 t	2.2%
南丹広域振興局	1,433 t	1.6%
中丹広域振興局	2,268 t	2.5%
丹後広域振興局	1,470 t	1.7%
与謝の海病院	4,491 t	5.1%
企業局 (すべての浄水場(3場)の合計)	3,530 t	4.0%
宇治浄水場	1,107 t	1.3%
木津浄水場	1,321 t	1.5%
乙訓浄水場	1,102 t	1.2%
本庁舎(知事部局・企業局・各種行政委員会・教育庁含む)	3,055 t	3.4%
府立大学	2,587 t	2.9%
洛南病院	1,427 t	1.6%
上記施設を除く地域機関の合計	11,589 t	13.0%
合 計	88,951 t	100.0%

(2) エネルギー大量消費施設の特性等に応じた独自取組の推進

エネルギー大量消費機関は、府民に医療を提供する医療関係施設や安心・安全なまちづくりを進める警察署、教育機関である府立学校など府民サービスの拠点等として、それぞれ特徴を持った事業を行っています。

省エネルギー設備の導入とともに、こうしたそれぞれの事業の特性に応じた独自の取組を推進することにより、主体的かつ責任ある温暖化対策に取り組めます。

<エネルギー大量消費施設ごとの独自取組の詳細は、別添2のとおり>

(3) 庁舎等の環境性能の向上（庁舎の断熱性等の向上や緑化の推進）

庁舎等の建築物は、エネルギーの消費を通じて長期間にわたり、温室効果ガスの排出に大きな影響を与えていることから、建築物の断熱性、気密性の向上や省エネルギー設備の導入など、環境性能を向上させる取組を推進します。

また、京都府地球温暖化対策条例に規定する、ヒートアイランド現象の緩和や都市環境の改善、建物の省エネルギー化など様々な効果が期待される屋上等（建築物及びその敷地）の緑化を、府施設で率先して実施します。

府施設への屋上等の緑化の導入状況（平成18年3月現在）

施設	設置年度	面積
府営住宅砂田団地	平成12年度	680m ²
府営住宅常盤団地	平成14年度	809m ²
花空間けいはんな	平成14年度	100m ²
保健環境研究所	平成15年度	120m ²
舞鶴養護学校	平成16年度	136m ²
南山城少年自然の家	平成17年度	40m ²
本庁舎	平成17年度	600m ²

重点取組3 府民や事業所のモデルとなる先導的な取組の推進

LED等次世代照明システムや太陽光をはじめとする新エネルギー活用技術や省エネルギー改善など先導的な技術の率先導入を図るとともに、ハード、ソフト両面における府庁の省エネ改善の取組について、府内民間企業等のアイデアや先端技術を「府庁モデル・エコオフィス」としてモデル的に導入し、その導入効果等を府民等に公表することにより、その普及を図るなど、府内産業の振興にもつながるような取組を展開します。

2 取組の進行管理及び評価（「京都府庁グリーンマネジメント」の構築）

重点取組の推進に際しては、新たに計画全体の進行管理をPDCAサイクルで行う「京都府庁グリーンマネジメント」を構築し、取組の客観性・透明性を一層高め、継続的改善によるレベルアップを通じて、目標の早期達成を目指していきます。

取組プロセスの透明化

所属ごとのエコオフィス活動の内容や状況、実績など、庁内行政事務支援システム上で管理・評価できるシステムを導入し、活動の取組プロセスを透明化します。

PDCAサイクルの徹底

PDCAサイクルによる進行管理の徹底と環境の継続的改善を推進するとともに、民間の専門家による施設改修等を含めた外部評価制度の導入します。

取組実績と改善内容の公表

各年度の取組実績や改善内容等について、「京都府庁グリーンマネジメントレポート」として、ホームページ上で公表します。

3 その他の取組

(1) 自然エネルギーの率先導入

石油や石炭等の化石燃料とは異なり、温室効果ガスを排出せず、枯渇するおそれのない再生可能なエネルギーである自然エネルギーの率先導入に努めます。

太陽光発電の導入

府施設を新築・増築する場合はもとより、既存施設についても太陽光発電の積極的な導入に努めます。

府施設への太陽光発電の導入状況（平成18年3月現在）

施設名	設置年度	発電出力量
府民総合交流プラザ	平成7年度	4.5kW
府庁西別館	平成9年度	4.5kW
農業資源研究センター・府立大学附属農場	平成9年度	150kW
山城総合運動公園	平成10年度	2kW
乙訓浄水場	平成11年度	30kW
木津浄水場	平成12年度 平成15年度	50kW 50kW
府営住宅砂田団地	平成12年度	10kW
宇治浄水場	平成13年度	40kW
山城高等学校	平成13年度	10kW
南八幡高等学校	平成14年度	0.256kW
丹後あじわいの郷	平成16年度	30kW
舞鶴養護学校	平成16年度	10kW

風力発電の導入

府では、安定した風力が確保できる丹後地域において、地方公共団体としては全国最大規模の「太鼓山風力発電所」を設置し、発電事業に取り組んでいます。

また、市町村とも連携しながら、自然エネルギーとしての活用その他、環境学習の素材として期待される小型風力発電施設の積極的な導入に努めます。

太鼓山風力発電所の事業概要

設置場所	京都府与謝郡伊根町
運用開始年月	平成13年11月
設置台数	6基
最大発電出力量	4,500kW（750kW×6基）
年間発電量（計画）	約850万kWh（約2,300世帯の消費電力に相当）
二酸化炭素削減効果（年間）	約5,900t（計画発電量を換算）

その他の新エネルギーの導入

府では、太陽光発電や風力発電以外の新エネルギーについても、その経済性や波及効果を検討した上で、府施設への導入を進めます。

府施設への自然エネルギー(太陽光発電、風力発電を除く)の導入状況(平成18年3月現在)

新エネルギー	施設名	設置年度	発電出力量
太陽熱利用(1)	青少年海洋センター		
	福知山児童相談所		
	伏見港公園		
	山城総合運動公園		
	洛南寮		
	南山城養護学校		
	五条警察署		
消化ガス発電(2)	洛南浄化センター	平成16年度	990kW
温度差熱利用(3)	洛西浄化センター	平成11年度	—
天然ガスコージェネレーション(4)	府民総合交流プラザ	平成13年度	280kW

- 1 太陽熱利用：太陽光が集熱器への照射により発生する熱で空気や水を暖め、給湯や冷暖房に利用
- 2 消化ガス発電：下水汚泥を消化タンクで発酵処理する過程で発生する消化ガスを燃料として発電
- 3 温度差熱利用：下水の水温と気温との温度差を利用して得られた熱を給湯や冷暖房に利用
- 4 天然ガスコージェネレーション：天然ガスを燃焼させ発電を行い、その際に発生する熱を同時に利用して給湯や暖房に利用

(2) 森林整備等による二酸化炭素吸収源対策の推進

府有林の整備

適切な管理が行われている森林では、樹木の成長の際に吸収・固定される二酸化炭素の量が多く、地球温暖化防止に大きく寄与しています。

府が管理する府有林約3,642haについて、府有林造成事業などにより、間伐や下刈、枝打ちなどの森林整備を5年間で約490ha進めていきます。

府民ぐるみでの森林の整備

平成17年10月に制定した「京都府豊かな緑を守る条例」に基づき、人と森林の望ましい共生関係を築き、京都の豊かな緑を守るため、森林所有者や森林組合だけでなく、地域住民、ボランティア団体、企業、大学、行政等の多様な主体が連携・協働し、府民ぐるみで森林を守り育てる京都モデルフォレストの取組を推進します。

環境にやさしいウッドマイレージCO2認証制度の推進

木材は、炭素の貯蔵庫であり、環境にやさしい資材です。さらに、地域の木材の利用が、木材の輸送過程における二酸化炭素排出量の削減につながることから、削減量を数値で示すウッドマイレージCO2認証制度(京都府産木材認証制度)を環境にやさしい暮らしを守る運動として推進します。

また、公共事業等で認証材製品の積極的な利用に努めます。

第5章 推進体制等

1 推進体制

本計画の目標達成状況を把握・評価し、継続的に改善するため、次のような推進体制を整備します。

(1) 統括環境管理責任者及び環境管理責任者

統括環境管理責任者(環境政策監)は、本計画を推進するための取組を各部局等へ指示するとともに、各部局等へ温室効果ガス排出量の削減取組の進捗状況の報告を求め、全体のとりまとめを行います。

また、環境管理責任者は、各部局等において、本計画を推進するための取組の目標設定、実施状況の点検・改善、各職員への研修を実施するとともに、実施状況の監査の実施等を行います。

(2) エコオフィス主任推進員

各部局等の主管課長等をエコオフィス主任推進員とし、エコオフィス推進員(各所属の庶務担当係長等)に、各所属における本計画の周知及び推進を図るよう指示します。

また、エコオフィス推進員から各所属での目標達成状況等の報告を受け、各部局等でのとりまとめ及び報告をします。

(3) エコオフィス推進員

各所属の庶務担当係長等をエコオフィス推進員とし、各所属の職員へ本計画の周知及び推進を図ります。

また、目標達成状況等をエコオフィス主任推進員へ報告します。

(4) ワーキングチーム

関係部局等からの参画を得て、地球温暖化対策推進本部に次のワーキングチームを設置し、本計画の効果的な推進を図ります。

実行計画ワーキングチーム

本計画の目標達成に向けた、取組内容、進捗状況の把握及び評価、見直しのために必要な事項等を@検討します。

環境管理ワーキングチーム

エコオフィス活動に係る環境マネジメントシステムの実施、運用に関して、運用結果の評価・分析、全庁的な取組に係る共通目標等を検討します。

2 職員に対する普及啓発、情報提供等

統括環境管理責任者及び環境管理責任者は、エコオフィス主任推進員、エコオフィス推進員を通じて、本計画の周知及び職員等による環境配慮行動の促進を図るため、以下の普及啓発を実施します。

(1) 各所属における目標達成に向けた取組に関し、所属ごとのエコオフィス活動の内容や状況、実績などを行政事務支援システム上で管理・評価できるシステムの導入や取組に必要な情報や地球環境問題に関する情報を提供を行い、全ての職員が、活動の取組プロセスや成果を全ての職員が共有・実感できるように努めます。

また、府民・事業者等来庁者に対しても、必要な掲示や庁内放送等により、理解・協力を得るように努めます。

(2) 各年度の取組実績を外部評価制度も活用して評価・検証し、翌年度以降の年次別削減目標を見直し、「京都府地球温暖化対策推進本部会議」に報告の上、定期的な庁内放送や行政事務支援システムの活用などにより、職員に必要な取組を徹底するとともに、改善すべき点等を検討するための会議・研修等に必要な情報の提供や助言等を行います。

3 自主的な環境配慮行動の推進

各所属での工夫による自主的・積極的な環境配慮の取組を推進します。

4 実施状況の点検・評価

(1) 温室効果ガス排出量の削減取組

統括環境管理責任者は、以下の手順に従い、温室効果ガス排出量の算定根拠データ(電気、燃料の使用量等)をとりまとめ、地球温暖化対策推進本部において、各部局等の削減目標の達成状況や取組方策の検討並びに本計画の見直しの必要性について協議し、その結果を知事に報告するものとします。

エコオフィス推進員は、温室効果ガス排出量の削減の取組状況について点検し、年間を通じた排出量の算定根拠データをエコオフィス主任推進員へ報告するものとします。

統括環境管理責任者は、エコオフィス主任推進員がとりまとめた温室効果ガス排出量の算定根拠データの報告を受けるものとします。

統括環境管理責任者は、全体の目標達成状況を取りまとめ、地球温暖化対策推進本部において、とりまとめ結果及び目標達成手法並びに本計画の見直しについて協議し、その結果を知事に報告するものとします。

とりまとめ結果等については、統括環境管理責任者からエコオフィス主任推進員へ周知し、エコオフィス主任推進員は、エコオフィス推進員へ周知するものとします。

(2) エコオフィス活動の取組

各所属長は、各所属におけるエコオフィス活動の推進に努めるものとします。

また、エコオフィス活動の実施状況の点検・報告・進行管理等については、別に定める「京都府環境マネジメントシステム設置要綱」等によるものとします。

5 予算上の配慮

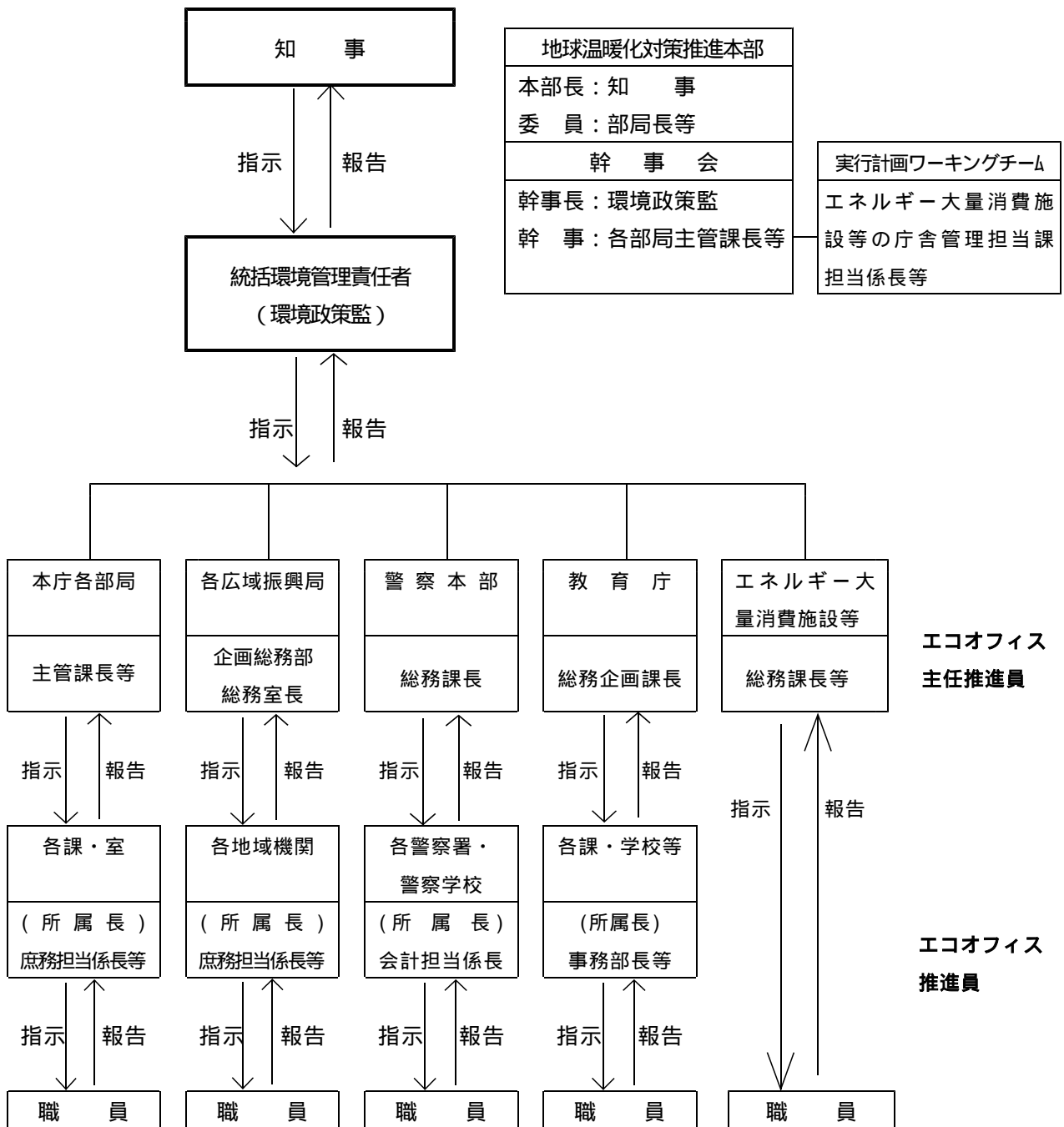
本計画の目標を達成するために必要な予算について配慮するものとします。

6 結果の公表

本計画の目標達成等については、各年度の取組実績や改善内容等について、「京都府庁グリーンマネジメントレポート」として、京と地球の環境ホームページに掲載するとともに、毎年度環境白書等にも掲載することとします。

【推進体制】

(1) 温室効果ガス排出量の削減取組



京都市内公所は、本庁各部署の各課・室に含める。

(2) エコオフィス活動の取組 (平成18年度)

